

令和4年度 共同現地調査・通学路調査点検箇所一覧 (大仙市教育委員会 通学路・危険箇所調査より)

| 順番 | 番号    | 地域または学校 | 場所                                | 状況・選定理由   | 調査 | 管理者                             | 検討  | 調査・確認   | 対応   | 備考         |
|----|-------|---------|-----------------------------------|---|----|---------------------------------|---|---|--|------------|
| 1  | R4-2  | 大曲2     | ボンボンスタジアム裏の交差点                    | 【横断歩道の設置箇所確認】<br>R3調査において横断歩道の設置要望があったが、その位置を確認する。また、外側線の状態を確認する。状態によって引き直し要望。  | ○  | 横断歩道：県警<br>外側線：市道管理者<br>(道路河川課) |   | ・横断歩道の位置を確認。<br>・現在より外側線に膨らみを持たせて引くことを確認。   | 【大仙署】R4年10月頃までに横断歩道2箇所を設置予定。<br>【道路河川課】横断歩道設置前に外側線を7月～9月に引く予定。   |            |
| 2  | R4-17 | 大曲中     | 佐野町3番地大曲郵便局交差点から富士見町鴨塚踏切までの市道     | 【グリーンベルト設置】<br>四ツ屋方面から登校する生徒は、道路の道幅が狭く車列ギリギリを通行しているのが現状である。自動車等の通行車両への注意喚起としてグリーンベルトの設置を要望。   | ○  | グリーンベルト：生活環境課                   | 市のグリーンベルト維持可能量全体の中で検討   | ・通勤時間帯に自転車利用の中学生が車両と接近して通学している事、また、坂本種苗店での信号待ちで待避場所が十分とれない事、左折車両が信号待ちで渋滞する事等の説明を受け、この道路の問題の共通認識をする。 | 【大仙署】右側に比較的広い路側帯があるので、できれば自転車を押し歩いて安全を確保できる。<br>【生活環境課】グリーンベルトはあくまで視覚的効果が狙い。グリーンベルトを引くには幅員が不足。学校からも離れている。<br>【大曲中】中学生には、自転車を降車し右側の路側帯を歩行者として利用すること指導していく。  | R4新規       |
| 3  | R4-12 | 仙北1     | 大仙市役所仙北支所近隣<br>県道千畑大曲線と大曲田沢湖線の交差点 | 【歩行者用信号機設置】<br>高梨小学校の通学路であり、交通量が多いことから歩行者用信号機の設置を要望。  | ○  | 信号機：県警                          | 現場状況を確認する。  | ・信号機はあるが、歩行者用信号機がないことを確認。<br>・片側に歩行者用の十分な路側帯がある事も確認。  | 【大仙署】歩道が確保されている箇所に面して2箇所の歩行者用信号機をR4年度に県本部に要望する。  | R4新規       |
| 4  | R4-13 | 仙北2     | 高梨小学校、東光山南陽院近隣 大曲田沢湖線の交差点         | 【歩行者用信号機の調整】<br>高梨小学校の近隣であり横断者が多いが、歩行者用信号が南側一箇所であり、見えづらいため調整を要望。  | ○  | 信号機：県警                          | 現場状況を確認する。  | ・片側の児童が渡る十字路に、横断歩道は設置されているが、歩行者用信号機がないことを確認。<br>・角度調整を要望する歩行者用信号機が見えにくいことも確認。                       | 【大仙署】十字路内側面に角度調整が多少できるかどうか現時点で分からないが、本部に要望した。又、歩行者用信号機の設置2箇所をR4年度に県本部に要望する。  | R4新規       |
| 5  | R4-18 | 横堀小     | 上田茂木橋五叉路                          | 【注意看板・グリーンベルト設置】<br>五叉路のため、横断時に注意が必要。学童横断の注意看板の設置を要望<br>また歩道が狭い上、路側帯が薄くなっている。路側帯の塗り直しを要望。併せて自動車等の通行車両への注意喚起としてグリーンベルトの設置を要望。  | ○  | 注意看板：生活環境課<br>グリーンベルト：生活環境課     | 【注意看板】<br>管理していただける団体に、『△学童多し注意』等の注意看板を配布可。<br>【グリーンベルト】<br>市のグリーンベルト維持可能量全体の中で検討 | ・外側線が薄くなっている事を確認。   | 【生活環境課】グリーンベルトを引くには幅員が狭い。注意看板は管理していただける交通安全会等の団体があれば配布することができる。また、支所で設置・管理可能なら配布することができる。<br>【道路河川課】この路線は、道路改修・側溝改修工事の対象であり、工事の際に外側線を引き直す事ができる。仙北支所と相談しながら優先的に実施できるように進める。その際一部ドットラインを併用するなどし、視覚的にもスピード抑制の注意喚起ができるようにする。   | R4新規       |
| 6  | R4-8  | 中仙      | Takamitu付近Y字路                     | 【一時停止標識設置】<br>H31の道路拡幅工事の際に歩道が設置され、同時に交差点付近に元々設置されていたごみ集積所を移設したことにより見晴らしが改善され、交通量も増加した。一方で近隣の保育園や中学校に通う子供が見られるため、歩行者が通行車両と交わる地点に、一時停止等の標識設置を要望する。   | ○  | 一時停止標識：県警                       |   | ・優先道路の不明確なY字路の状況を確認。  | 【大仙署】T字路Y字路には、原則「一時停止」標識は設置しない。優先道路が分かりづらいので外側線等で対応できないか。<br>【道路河川課】R4年度7月～9月に中仙管内で外側線の施工予定があるので、中仙支所と相談して優先してできるようにしたい。Y字路付近10メートルくらい。優先道路が分かるように外側線延長にドットラインを引き、Y字路のもう一方の車両の一時停止を図る。優先道路の外側線が薄くなっているため、R5年度の計画にする。   | R2年度より継続要望 |
| 7  | R4-4  | 神岡2     | 平和中学校前の市道<br>中学校中線                | 【拡幅／時間制限一方通行指定】<br>平和中学校前の市道中学校中線は、道路途中から幅員が非常に狭くなり、自動車のすれ違いは不可能なうえ、登校する児童と自動車との接触が懸念される状態にある。保護者には児童の送迎時、学校裏から入り校門から出るように一方通行をお願いしている(図青線)が、地域住民へは強制力がない。事故が起こる前に幅員の拡大もしくは市民にも効力のある朝の送迎時間帯の制限道路の指定を要望。 | ○  | 拡幅：市道管理者<br>(神岡建設)<br>一方通行指定：県警 | 中学校脇の細い道路が、市道であることを確認されたい。現場状況に応じて対策を検討したい。                                       | ・当該市道の両側に樹木のある部分が特に狭い状況を確認。<br>・通学時、校門から進行する車両があれば、幅員がないために接触のおそれがあることも認識する。                        | 【大仙署】通学時間帯の7時～8時の侵入禁止の規制の要望だが、この道路を通行する車両は付近住民の限られた方であると思われ、時間帯を決めた規制であっても、事情は理解するが安易に課すことはできない。<br>【生活環境課】現在学校が進めている「早朝の進入禁止のお願い」について看板設置して注意喚起することはできないか。<br>【平和中・教育指導課】R5年度春に看板設置を目指して、検討していく。<br>【神岡支所】公報配布時、又は臨時広報として、付近住民に通行注意のお願い文書を発行する。                       |            |
| 8  | R4-6  | 西仙北2    | 県道淀川北野目線、<br>寺館自治会地内              | 【横断歩道】<br>寺館自治会を通る県道淀川北野目線は見通しが良く、走行車両がスピードを出して通過するため、地元住民から危険なのでスピード制限、追い越し禁止等の安全対策を要望している。また、スクールバスからの乗降場所になっており、スクールバス停車中の脇を通過する車があまり減速せず通過して危険なため、横断歩道の設置を要望。                                       | ○  | 横断歩道：県警                         | 田んぼ側に、人が滞留するだけのスペースが不足している。近年の由利本荘市のバス事故に似通った状況。横断歩道を作るとすれば、バス停からやや離れた場所が望ましい。    | ・県道の交通状況、道路状況の確認。   | 【大仙署】スピード制限・追い越し禁止については、片側幅員3m以上で縁石・歩道がある整備されている県道では、規制する事はできない。横断歩道については、要望する場所に、児童の退避場所がないのでできないが、待避場所が確保できる位置であれば要望は可能。<br>【教育指導課】帰りのスクールバス下車の子どもたちの横断が危険なので、広い歩道側で下車できないか教育委員会内で検討する。<br>【西仙北支所】歩道側下車が可能になった場合、スクールバスが入るための除雪の問題が発生するので、歩道下車可能になった際は地域振興局に除雪依頼をする。 |            |
| 9  | R4-19 | 神岡3     | 蓮沼竹原線                             | 【グリーンベルトの設置】<br>地域住民からの要望。  | ○  | グリーンベルト：生活環境課                   |   | ・市道の交通状況、道路の状況の確認。  | 【生活環境課】幅員が狭く、グリーンベルトには適さない。<br>【道路河川課】外側線が薄くなっており、神岡支所と相談のうえ外側線を優先的に引く。その際、ドットラインも利用して、ドライバーへの注意喚起をしていく。   |            |